

## 鳥取県告示第 177 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	通所リハビリテーションセンターかみごとう	米子市上後藤三丁目 5-1	通所リハビリテーション	平成 18 年 11 月 1 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	デイケアセンター仁風荘	米子市上後藤三丁目 5-1	介護予防通所リハビリテーション	平成 18 年 4 月 1 日
〃	〃	通所リハビリテーションセンターかみごとう	〃	〃	平成 18 年 11 月 1 日